

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和6年（2024年）3月26日（諮問第231号）

答申日：令和7年（2025年）4月30日（答申情第188号）

事案名：水俣病審査課長からの回答内容等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申（案）

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年（2023年）11月29日付け熊本県指令水俣審第10号により行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和5年（2023年）10月15日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成30年10月25日付け熊本県環境生活部水俣病審査課長からの回答には、「県らが当該準備書面に記載した『知識水準』及び『性格』をどのように思いますか、ということにつきまして、医学書において『症状とはいわゆる自覚症状で、患者自身の主観的判断に基づくものである。痛み、しびれ、疲れ、吐き気、息切れ、耳鳴りなど患者の申告だけから判断されるものである。患者本人の知識水準や、我慢強いかどうかなどの性格、あるいは過去の経験などの違いによって申告するかどうかに大きな違いがある』と記載されていることから用いたものです。」と記載されていた。

- ① 「知識水準」とは、患者のどのような水準と見なしているのか。このことが分かる文書。（以下「対象文書①」という。）
- ② ①の基準を満たさないものは、どのような知識なのか。このことが分かる文書。（以下「対象文書②」という。）
- ③ ②の知識が、検査にどのような影響を及ぼすのか。このことが分かる文書。（以下「対象文書③」という。）
- ④ 「我慢強い」とのことが、なぜ性格に当たるのか。このことが分かる文書。（以下「対象文書④」という。）
- ⑤ ④の性格が、検査にどのような影響を及ぼすのか。このことが分かる文書。（以下「対象文書⑤」という。）
- ⑥ 「過去の経験などの違い」の「違い」とは、どういうことなのか。このこと

が分かる文書。(以下「対象文書⑥」という。)

- 2 令和5年(2023年)11月29日、実施機関は、本件開示請求の対象文書について、該当する文書を作成又は取得しておらず、いずれも存在しないため、不存在による不開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 令和6年(2024年)2月22日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件処分を不服とする審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- 4 令和6年(2024年)3月26日、実施機関は、本件審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会(以下「当審議会」という。)に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人の審査請求の趣旨は、審査請求書によると、次のとおりである。

行政文書の不存在による不開示決定処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

(1) 対象文書①ないし⑥について

熊本県が「患者自身の主観的判断に基づくもの」としての「知識水準」及び「性格」を重要視するならば、対象文書①ないし⑥は不可欠なものであり、存在していたはずである。

対象文書①ないし⑥が存在しなければ、熊本県は水俣病被害者の痛みやしびれ等の症状を知識水準等で判断することはできない。

熊本県らが、チッソ水俣病関西訴訟において人権意識に欠けた卑劣な主張をしたのは、対象文書①ないし⑥が存在したからである。

(2) 対象文書不存在の理由について

仮に対象文書①ないし⑥が存在しなかった場合でも、熊本県が対象文書①ないし⑥を作成等しようとしなかった具体的な理由が示されておらず、不十分である。

対象文書①ないし⑥は、チッソ水俣病関西訴訟の原告の人権にかかわるものであるため、実施機関は誠意ある理由を示すべきである。

(3) 審査請求の意図

熊本県らが、チッソ水俣病関西訴訟の原告の人権について真剣に考えてい

るのであれば、準備書面（七）（その二）に「知識水準」及び「性格」という不適切な表現を記載しなかったはずである。

「知識水準」及び「性格」が記載された医学書は人権意識に欠けたものであり、熊本県らがそれを用いたこと自体が間違っている。そのことについて、県に気付いてもらいたいと考え、審査請求を行った。また、なぜ熊本県が知識水準等を用いたのか明らかにしたいと考えた。

審査請求により、「知識水準」及び「性格」という言葉を用いるべきでないことを訴えるものでもある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書の要旨

開示の請求のあった対象文書①ないし⑥の文書については、いずれも存在しないため、行政文書の不存在による不開示決定をした。

2 審議会における説明聴取の要旨

チッソ水俣病関西訴訟の準備書面（七）（その二）（以下「本件準備書面」という。）に「知識水準」及び「性格」と記載したのは、「新しい疫学」（編著者代表・重松逸造。以下「当該医学書」という。）の25、26頁の記述を引用したものである。本件開示請求で取り上げられている記述は、本件準備書面において「水俣病の診断基準」について論じる前提として、「一般的な意味での医学的診断」について論じる際に、一般的な医学用語としての「症状」を解説したものである。

なお、「症状」という医学用語を解説するにあたり、いかなる理由で当該医学書の記述を引用することとなったのかがわかる資料は作成していない。

また、対象文書①ないし⑥は、本件準備書面で用いられた「知識水準」や「我慢強い」といった文言の具体的な内容がわかる文書である。

かかる文言が用いられたのは、「水俣病の症状」に限られない、一般的な医学用語としての「症状」について、当該医学書を引用して解説した部分である。そうすると、結局のところ開示を求められていたのは、（1）当該医学書の文言を解説する文書若しくは（2）一般的な医学用語としての「症状」について医学書以上に具体的に解説する文書ということになる。

しかし、（1）、（2）のいずれであれ、そのような文書を熊本県が作成することはない。

なお、開示請求人は、一般的な医学用語としての「症状」に関する記述を、

水俣病訴訟原告や水俣病の検診を受ける者の「症状」についての記述と誤解していると思われる。

そうした誤解があるという前提に立つと、開示請求人は今回の開示請求の対象文書①ないし⑥について、水俣病の検診における判断基準がわかる文書を意図していると推測される。しかしながら、対象文書をこのように捉えるとしても、水俣病の検診で実施される検査は、水俣病の検診以外でも用いられる一般的な手法によるものであり、検診における判断基準を作成することはない。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 対象文書①ないし⑥について

対象文書①ないし⑥は、本件準備書面で用いられた「知識水準」や「我慢強い」といった文言の具体的な内容がわかる文書であり、水俣病の検診における判断基準がわかる文書であると解される。

この点につき、実施機関によれば、実施機関が当該医学書の文言を解説する文書又は一般的な医学用語としての「症状」について医学書以上に具体的に解説する文書を作成することはなく、また、水俣病の検診で実施される検査は、水俣病の検診以外でも用いられる一般的な手法によるものであり、水俣病の検診における判断基準がわかる文書を作成することもないとのことであった。他方、審査請求人は、本件審査請求において、「熊本県らがチッソ水俣病関西訴訟において人権意識に欠けた主張をしたのは、対象文書①ないし⑥が存在したからである。」と主張しているものの、これらの存否について具体的に主張するものではない。

したがって、前記の実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。よって、対象文書①ないし⑥が不存在であることについては、妥当と認められる。

2 不開示決定にかかる理由の提示について

熊本県行政手続条例（平成7年10月2日条例第53号。以下「行政手続条例」という。）第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と規定している。

一般に、理由提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。この趣旨に照らせば、決定通知書に記載すべき理由としては、開示請求者において、対象文書の不存在について、その根拠を了知し得るものでなければならない。

本件処分において実施機関が示した対象文書不存在の理由は、「1 作成又は取得していないため」を選択し、その理由として「開示請求のあった①から⑥の文書については、いずれも存在しないため。」としたものであり、具体的に対象文書の不存在の理由を説明するものではない。

ただし、本件処分においては、対象文書が存在しない根拠として、「作成又は取得していないため」という最小限の類型的な理由が提示されていることから、行政手続条例第8条第1項に定める理由提示の要件を満たさないとまではいえない。

もっとも、具体的に不存在の理由を記載し、不開示決定の理由を提示することが望ましいことは言うまでもなく、本件においては、『知識水準』及び『性格』の文言は、医学書から引用したものであるため、対象文書①ないし⑥については、作成又は取得していない。」というような理由の提示を行うことが、より適切だったと考える。

実施機関においては、今後は、理由の提示について、行政手続条例第8条第1項の趣旨に照らし、その処分の内容の理解に資するよう、より丁寧で具体的な説明をするよう心がけられたい。

3 まとめ

以上のことから、本件処分の理由の提示については、適切さを欠いた部分もあるものの、それを理由に本件処分を取り消しとするまでのものではないため、本件処分は妥当である。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和6年（2024年） 3月26日	・ 諮問（第231号）
令和6年（2024年） 12月11日	・ 審議
令和7年（2025年） 1月22日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和7年（2025年） 3月24日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会	長	大日方	信春
委	員	伊豆野	和代
委	員	鹿瀬島	正剛
委	員	齊藤	信子
委	員	関	智弘
委	員	竹本	正盛

(令和7年(2025年)3月31日まで)

前	会	長	馬場	啓
前	委	員	甲斐	郁子